

大阪市規則第91号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前																				
別表第1（第3条、第13条関係） [表 別紙2 挿入] 別表第2（第28条の2関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[削る]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> 別表第3（第28条の5関係） [表 別紙4 挿入]	名称	位置	[略]		[略]	[略]	[削る]		[略]		別表第1（第3条、第13条関係） [表 別紙1 挿入] 別表第2（第28条の2関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[同左]</td><td></td></tr><tr><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr><tr><td><u>山口第2-1</u></td><td>東中島1丁目</td></tr><tr><td>[同左]</td><td></td></tr></tbody></table> 別表第3（第28条の5関係） [表 別紙3 挿入]	名称	位置	[同左]		[同左]	[同左]	<u>山口第2-1</u>	東中島1丁目	[同左]	
名称	位置																				
[略]																					
[略]	[略]																				
[削る]																					
[略]																					
名称	位置																				
[同左]																					
[同左]	[同左]																				
<u>山口第2-1</u>	東中島1丁目																				
[同左]																					
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。																					

附 則

- この規則は、令和8年6月18日から施行する。ただし、別表第1再開発住宅の表の改正規定は、同年7月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市営住宅条例施行規則別表第1再開発住宅の表の規定は、令和8年7月以後の月分の家賃について適用し、同年6月分までの家賃については、なお従前の例による。

[別表第1 別紙1]

公営住宅

名称	位置
[同左]	
[同左] <u>山口第2</u>	[同左] 東中島1丁目
[同左]	

[同左]

再開発住宅

名称	位置	戸数	家賃月額
毛馬第2	都島区 毛馬町5丁目	[同左]	円 [同左]
		<u>5</u>	[同左]
		<u>44</u>	[同左]
[同左]			

[同左]

[別表第1 別紙2]

公営住宅

名称	位置
[略]	
[略] [削る]	[略]
[略]	

[略]

再開発住宅

名称	位置	戸数	家賃月額
毛馬第2	都島区 毛馬町5丁目	[略]	円 [略]
		<u>6</u>	[略]
		<u>43</u>	[略]
[略]			

[略]

[別表第3 別紙3]

名称	区画数	使用料月額
[同左]		
[同左] <u>山口第2-1</u>	[同左] 10 8	[同左] 8,300 7,000
[同左]		

[別表第3 別紙4]

名称	区画数	使用料月額
[略]		
[略] [削る]	[略]	[略]
[略]		